

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会

雫石町実行委員会

設立総会・第1回総会



2016
希望郷 いわて国体

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。



2016
希望郷 いわて大会

第16回全国障害者スポーツ大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

開催日時 平成25年10月18日(金) 15:00~

開催場所 雫石町 中央公民館・大会議室

目 次

設 立 総 会

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立総会次第	1
大会概要及び準備経過報告	2
希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立の趣旨	5
【第1号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 会則（案）について	6
【第2号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 委員及び役員の選出（案）について	11

第 1 回 総 会

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会第1回総会次第	13
【第1号議案】第71回国民体育大会雫石町開催方針（案）について	14
【第2号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 平成25年度事業計画（案）について	15
【第3号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 平成25年度収支予算（案）について	16
【第4号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 常任委員会への委任事項（案）について	17
【報告事項】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会 事務局規程について	18

参 考 資 料

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会組織図	23
第71回国民体育大会開催方針（岩手県）	24
第71回国民体育大会開催に係る県と会場地市町村の業務分担 及び経費負担基本方針（岩手県）	26
第71回国民体育大会デモンストレーションとしてのスポーツ実施基本方針 （岩手県）	27
国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）	28
第71回国民体育大会会場市町村マップ（岩手県）	41

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立総会

次 第

1．開 会

2．町長挨拶

3．大会概要及び準備経過報告

4．希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立の趣旨

5．仮議長選出

6．議 事

【第1号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会
会則（案）について

【第2号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会委員及び役員の
選出（案）について

7．委嘱状交付

8．設立総会閉会

大会概要及び準備経過報告

【大会概要】

1. 大会名称・開催期間・主催団体・開催競技

1) 第71回国民体育大会（希望郷いわて国体）

開催期間 10月1日（土）～11日（火） 11日間

主催団体 （公財）日本体育協会・文部科学省・岩手県

上記に、（公財）日本体育協会加盟競技団体・会場地市町村を含めたもの

開催競技

正式競技 37競技・24市町村

陸上競技	ハンドボール	剣道
水泳	自転車	ラグビーフットボール
サッカー	ソフトテニス	トライアスロン
テニス	卓球	山岳
ボート	軟式野球	カヌー
ホッケー	相撲	アーチェリー
ボクシング	馬術	空手道
バレーボール	フェンシング	クレー射撃
体操	柔道	なぎなた
バスケットボール	ソフトボール	ボウリング
レスリング	バドミントン	ゴルフ
セーリング	弓道	ウエイトリフティング
ライフル射撃		

特別競技 1競技・3市町

高等学校野球（硬式・軟式）

公開競技 4競技・4市町

綱 引	ゲートボール	パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ
-----	--------	-----------	-----------

デモンストレーションスポーツ（ ） 29競技・21市町村

インディアカ	ウォーキング	ウォークラリー
エアロビック	オリエンテーリング	クッブ
サーフィン	3 B 体操	シーカヤックマラソン
室内雪合戦	少年少女ホッケー	スポーツチャンバラ
スポーツ吹矢	ソフトバレーボール	ターゲット・バードゴルフ
ダンススポーツ	ネオホッケー	パークゴルフ

バウンドテニス	ビーチバレー	ビリヤード
ヒルクライム	武術太極拳	フライングディスク
ペタンク	マラソン	マレットゴルフ
ラジオ体操	リレーション3	

「デモンストレーションスポーツ（通称：デモスポ）」

国体期間中に開催される、子どもからお年寄りまで幅広く親しまれている、あるいは親しむことのできるレクリエーションスポーツ行事。

2) 第16回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて大会）

開催期間 10月22日（土）～24日（月） 3日間

主催団体 厚生労働省・公益財団法人日本障害者スポーツ協会・岩手県・
上記に、会場市町村・その他関係団体を含めたもの

開催競技

正式競技 13競技・6市町

陸上競技（身・知）	水泳（身・知）	アーチェリー（身）
卓球（身・知） （サウンドテーブルテニス（身）を含む）	フライングディスク（身・知）	ボウリング（知）
バスケットボール（知）	車椅子バスケットボール（身）	ソフトボール（知）
グランドソフトボール（身）	フットベースボール（知）	バレーボール（身・知・精）
サッカー（知）		

2. 開催年 平成28年（2016年）

参考 平成25年（2013年）東京都 平成26年（2014年）長崎県
平成27年（2015年）和歌山県

3. 雫石町開催競技

第71回国民体育大会 正式競技1競技・デモスポ1競技

第16回全国障害者スポーツ大会 正式競技1競技

	競技名	種目・種別	開催施設
国・正	アーチェリー	ターゲット・全種別	雫石町営陸上競技場
国・デ	3B体操（ ）		雫石町営体育館
全・正	アーチェリー	ターゲット・全種別	雫石町営陸上競技場

「3B体操」

ボール・ベル・ベルターという3つの道具を用い、年齢・人数・体力を問わずに行うことのできる体操で、ストレッチや有酸素運動、レクリエーションの要素を含んだ体操。

【開催準備経過報告】

年	月 日	内 容
平成 19 年	6 月 20 日	岩手県議会で知事が国体招致を表明
	7 月 4 日	岩手県議会で「第 71 回国民体育大会(本大会)の招致に関する議決」を採択
	8 月 7 日	(財)岩手県体育協会会長、岩手県知事、岩手県教育委員会の三者連名で、(財)日本体育協会会長および文部科学大臣に「第 71 回国民体育大会開催要望書」を提出
	9 月 5 日	(財)日本体育協会理事会において国体岩手県開催を内々定
平成 20 年	1 月 15 日	岩手県準備委員会設立総会・第 1 回総会
	5 月 27 日	岩手県準備委員会第 2 回総会
	8 月 8 日	第 1 回市町村連絡会議・第 1 回競技団体連絡会議合同会議を開催
	10 月 10 日	市町村開催希望調査書【開催希望種目：アーチェリー競技】を県に提出
平成 21 年	6 月 1 日	岩手県準備委員会第 3 回総会
	12 月 18 日	岩手県準備委員会第 2 回市町村連絡会議・第 2 回競技団体連絡会議 第 8 回岩手県準備委員会常任委員会
平成 22 年	3 月 29 日	岩手県準備委員会第 4 回総会
	6 月 10 日	(公社)全日本アーチェリー連盟正規視察【雫石町総合公園陸上競技場】
	11 月 19 日	デモンストレーションスポーツ市町村実施希望調査(3B体操)
	12 月 21 日	第 3 回市町村連絡会議・第 3 回競技団体連絡会議合同会議
平成 23 年	3 月 11 日	14 時 46 分三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生 太平洋沿岸地域に甚大な被害もたらす
	8 月 25 日	第 4 回市町村連絡会議
	12 月 6 日	岩手県議会で知事が平成 28 年度の国体開催をあらためて表明
平成 24 年	1 月 25 日	第 5 回市町村連絡会議・岩手県準備委員会第 4 回総会
	1 月 30 日	岩手県準備委員会第 5 回総会
	6 月 5 日	第 71 回岩手国体開催申請書提出
	6 月 11 日	岩手県準備委員会第 6 回総会
	6 月 18 日	第 16 回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会第 1 回委員会
	7 月 11 日	(公財)日本体育協会理事会において国体岩手県開催を内定
	7 月 19 日	岩手県準備委員会・平成 24 年度第 1 回市町村連絡会議
	12 月 20 日	第 16 回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会第 2 回委員会
平成 25 年	1 月 16～18 日	ぎふ清流国体アーチェリー競技に係る事業概要説明会出席(担当課 1 名)
	1 月 29 日	岩手県準備委員会・平成 24 年度第 2 回市町村連絡会議
	3 月 25 日	第 16 回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会第 3 回委員会
	5 月 31 日	第 16 回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会第 4 回委員会
	6 月 14～18 日	長崎国体リハーサル大会アーチェリー競技視察(担当課 2 名) (公財)日本体育協会理事会において国体岩手県開催を正式決定
	7 月 24 日	第 16 回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会第 5 回委員会
	7 月 29 日	岩手県準備委員会第 7 回総会・希望郷いわて国体・希望郷いわて大会
	8 月 1 日	実行委員会第 1 回総会
	10 月 18 日	希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立総会・第 1 回総会

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会設立の趣旨

平成 28 年 (2018 年)岩手県内各市町村を会場に、希望郷いわて国体(第 71 回国民体育大会)・希望郷いわて大会(第 16 回全国障害者スポーツ大会)が開催されます。

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として広く国民に親しまれており、単なる競技振興や生涯スポーツ普及、スポーツ精神高揚のみならず、国民の健康増進や体力向上、スポーツを通じた地域づくりの推進とその目的は多岐に渡り、明るく豊かな国民生活を築く上で、大きな役割を果たしております。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生により、岩手県のみならず東北・関東の太平洋沿岸地域に甚大な被害をもたらし、被災地の再生には時間を要すると思われる現状において、復興のシンボルとして被災地岩手県で大会を開催することは、スポーツの持つ人と人をつなぐ役割や地域の交流を促進する働き、世代を問わず人々に夢と希望を与える力を再認識する機会になるものと思われます。

雫石町において、正式競技の「アーチェリー」、デモンストレーションスポーツである「3B 体操」を開催することは、「あなたの心に思い出のひとしづくを」を観光キャッチフレーズに、観光を通じた地域振興を進める上で、町全体で『おもてなしの心』をお伝えする絶好の機会であり、極めて意義深いものと考えております。

この大会を成功させるためには、町及び県並びに関係機関・団体との緊密な連携のもと、万全を期して準備を進めることが重要であり、ここに各界層からなる「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会」を設立し、所期の目的を達成しようとするものであります。

平成 25 年 10 月 18 日

雫石町長 深谷政光

【第1号議案】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則(案)について

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則(案)を、次のとおり定める。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則(案)

(名称)

第1条 本会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、希望郷いわて国体及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の必要な準備を行い、もって本町で開催される大会の競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な設備及び施設整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係機関その他住民団体との連絡調整に関すること。
- (5) 住民参画に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競技会の開催に係る準備に関すること。
- (7) 競技会の運営に関すること。
- (8) 競技会終了後に必要な各種事業報告に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 町の代表者及びその他の職員
- (2) 町の議会議員
- (3) 関係競技団体、関係行政機関等の代表者及びその他の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大会開催の準備に関係する者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、栗石町長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、第4条又は第6条の規定により補欠の委員等を委嘱し、又は任命することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、本会の事業に係る重要な事項について意見を述べることができる。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与について準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。
 - (1) 競技会の運営方針に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を選任し、表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、第4項に掲げる事項のうち軽易な事項又は緊急やむを得ないと認められる事項については、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。
- 9 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会の委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 常任委員会は、次の事項について審議し決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 総会を招集するいとまのない事項に関する事。
 - (3) 専門委員会の設置及び同委員会への付託事項に関する事。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関する事。
 - 6 常任委員会は、前項第3号の規定による付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
 - 7 常任委員会は、前2項の規定により審議し、及び決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。
 - 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
 - 3 専門委員会の任期については、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
 - 4 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認

めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2

事務局に関する必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、補助金及び負担金、その他の収入をもってあてる。

(予算及び決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定める。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、雫石町の財務に関する諸規定等を準用する。

(解散)

第 19 条 実行委員会はその目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、雫石町に帰属するものとする。

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 18 条の規定にかかわらず、施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

【第2号議案】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会役員及び委員の選出(案)について

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会役員及び委員の選出(案)については、次のとおりとする。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会名簿(案)

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会名簿

(順不同・敬称略) ※印は重複者

区分	所属・役職	氏名	会則第5条・第6条	
行政関係	雫石町長	深谷政光	会長	
議会関係	雫石町議会議長	猿子恵久	副会長	
スポーツ関係	(財)雫石町体育協会会長	細川和夫	副会長	
商工関係	雫石商工会	土橋幸男	副会長	
観光関係	(一社)しずくいし観光協会	松原久美	副会長	
行政関係	雫石町副町長	櫻田久耕	副会長	
	雫石町教育委員会教育長	吉川健次	副会長	
議会関係	雫石町議会副議長(※)	石亀貢		常任委員
スポーツ関係	岩手県アーチェリー協会会長代行	高橋克宏		常任委員
	(公社)日本3B体操協会北東北地区代表	及川礼子		常任委員
	雫石町アーチェリー協会会長	鈴木哲男		常任委員
	雫石町スポーツ推進委員協議会会長	伊藤正三		常任委員
教育関係	雫石町校長会会長	相馬ゆみ子		常任委員
	雫石町小中学校体育連盟会長	鈴木義明		常任委員
	岩手県立雫石高等学校校長	山本進		常任委員
輸送・安全・交通関係	盛岡西警察署雫石交番所長	田中俊孝		常任委員
	盛岡西消防署雫石分署長	吉田正一		常任委員
医療関係	雫石医科歯科会代表	根本忠夫		常任委員
関係団体	JA新しいわて雫石管農経済センター長	大橋良二		常任委員
	雫石町婦人会	佐々木智恵		常任委員
	雫石町社会福祉協議会会長	目時大堂		常任委員
	雫石町身体障害者福祉協会会長	前田豊一		常任委員
行政関係	総務部門企画監	米澤稔彦		常任委員
	企画財政部門企画監	米澤康成		常任委員
	保健福祉部門企画監	米澤誠		常任委員
	産業振興部門企画監	米澤一好		常任委員
	地域整備部門企画監	米澤衛		常任委員
	教育部門企画監	高橋啓二		常任委員
監査事務	雫石町会計管理者	高橋善一		監事

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会名簿

(順不同・敬称略) ※印は重複者

区分	所属・役職	氏 名	会則第9条
町選出県議	岩手県議会副議長	大 宮 惇 幸	顧問
町議会議員	雫石町議会副議長(※)	石 亀 貢	参与
	雫石町議会議員	平 子 忠 雄	参与
	雫石町議会議員	坊屋 鋪 俊 一	参与
	雫石町議会議員	坂 下 栄 一	参与
	雫石町議会議員	上 野 三四二	参与
	雫石町議会議員	大 村 昭 東	参与
	雫石町議会議員	田 中 栄 一	参与
	雫石町議会議員	村 田 厚 生	参与
	雫石町議会議員	谷 地 善 和	参与
	雫石町議会議員	西 田 征 洋	参与
	雫石町議会議員	前 田 隆 雄	参与
	雫石町議会議員	川 口 一 男	参与
	雫石町議会議員	杉 澤 敏 明	参与
	雫石町議会議員	加 藤 眞 純	参与
	雫石町議会議員	山 崎 留美子	参与
	雫石町議会議員	岩 持 清 美	参与
	雫石町議会議員	幅 秀 哉	参与
	雫石町議会議員	田屋 館 愛 子	参与
教育委員	雫石町教育委員会教育委員長	上 野 宏	参与
	雫石町教育委員会教育委員	佐々木 浩 子	参与
	雫石町教育委員会教育委員	上 田 武 夫	参与
	雫石町教育委員会教育委員	岩 持 斗 季子	参与
金融関係	株式会社岩手銀行雫石支店支店長	福 田 和 文	参与
	株式会社北日本銀行雫石支店支店長	高 木 誠	参与
輸送関係	東日本旅客鉄道株式会社雫石駅長	伊 藤 純 治	参与
	岩手県交通株式会社雫石営業所長	田 中 政 義	参与
	日本郵便株式会社雫石郵便局長	熊 谷 文 男	参与
	日本郵便株式会社鶯宿温泉郵便局長	杉 渕 明 尚	参与
	日本郵便株式会社御所郵便局長	高 橋 勝 弥	参与
	日本郵便株式会社御明神郵便局長	小 川 和 也	参与
日本郵便株式会社岩手西山郵便局長	鈴 木 篤	参与	